

参考資料

第1節 用語集

あ行	説明
ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。
アセスメント	介護支援専門員が要介護者等のニーズに沿った介護サービス計画(ケアプラン)を作成するために、サービス利用者の健康状態や家族の状態、希望等を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。課題分析ともいう。
人生会議(ACP)	アドバンス・ケア・プランニング。将来の変化に備え、今後の治療・療養について患者本人、家族、近い人と医療従事者があらかじめ話し合い、患者の意思決定を支援するプロセス。
NPO	NPO 法人。営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行う民間団体のこと。
か行	説明
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険から支払われる給付。介護給付は要介護度1から5と認定された被保険者に対して支給され、要支援者には予防給付が支給される。
介護支援専門員	介護が必要な人の複数のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する者。
介護認定審査会	要介護(要支援)認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関。
(介護予防) 居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
介護予防サービス	高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後生活を送ることができるよう支援するサービス。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 住宅改修費	手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
(介護予防) 短期入所生活介護	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
(介護予防) 通所介護	デイサービスセンターなどで、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス(その入居定員が 30 人以上であるもの)等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
(介護予防) 特定福祉用具購入費	入浴(シャワーチェア・すのこ等)や排泄(腰掛け便座等)に用いる福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者を対象にグループホームで共同生活(5~9 人)を通し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行う。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に、デイサービスセンターなどで、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡(じょくそう)予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。
(介護予防) 訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介助、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
(介護予防) 訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
(介護予防)訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護療養型医療施設 (介護療養病床)	主として積極的な「治療」が終了し、リハビリ等の在宅へ向けての療養を担うための施設。「介護保険」での対応。令和5年度(2023 年度)末に廃止される。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	在宅介護が困難で常時介護を必要とする要介護者を対象に食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等の介護サービスを提供する施設。
介護老人保健施設	病状が安定期にあり、リハビリテーションを中心とした介護を必要とする要介護者を対象に看護、医学的管理下のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する施設。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護サービスを一体的に提供する。
緩和された基準によるサービス	市町村が地域の実情に応じて総合事業を多様に展開していくために示されたサービスの類型の一つ。市町村の裁量により、現行のサービスより指定の基準が緩和されたものを指し、A 型という。
基本チェックリスト	65 歳以上の高齢者を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかを「運動機能」「口腔機能」「栄養状態」等 25 項目の質問で確認するもの。機能低下が認められる方は「事業対象者」と判定され、認定申請を行わずに介護予防・生活支援サービスが利用できる。
QOL	Quality Of Life の略。「人生の質」または「生活の質」のこと。医療・福祉分野では、延命治療のみにかたよらずに、当事者の生活を向上させることで、その人間性や主体性を取り戻そうという考え方。
協議体	市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと多様な生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行うネットワーク。なお、第1層協議体は町内全域を範囲とし、第2層協議体は日常生活圏域を範囲とする。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。

ケアプラン	介護保険において、利用者の現状から導き出された課題や希望に合わせて作成されるサービスについての計画。(居宅サービス計画、介護予防サービス計画)
ケアマネジメント	様々な医療や福祉のサービスを受けられるように調整し、計画をまとめること。
健康寿命	心身ともに健康で過ごせる人生の長さで、平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。
権利擁護	認知症の高齢者、障がい者など、自分の権利や意思を表明することに困難さを抱える人たちのために、代理人が権利を主張したり自己決定をサポートするなど、支援を通じて本人の権利を守ること。
コーホート変化率法	「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
さ行	説明
作業療法士	身体または精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。
重層的支援体制整備事業	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、高齢や子ども、障がい者などそれぞれの属性ごとの支援体制では解決することが難しくなっていることから、それらのニーズに包括的に対応するため、社会福祉法に基づいて令和3年(2021年)4月に施行された事業。属性を問わない相談支援、就労支援などの参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
小規模多機能型居宅介護	利用者(要介護(支援)者)の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、「通い」(デイサービス)、「訪問」(ホームヘルプサービス)、「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ提供する。
審査支払手数料	国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付など請求に関する審査、支払い事務に対する手数料。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。
た行	説明
退院退所加算	医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、利用者が退院・退所する際、介護支援専門員が病院や施設等から利用者に関する必要な情報を得た上で、当該情報を反映した居宅サービス計画を作成した際に算定できる加算。
地域ケア会議	高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」等から構成される。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事や問い合わせの窓口となる事業所。
な行	説明
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図りながら、認知症に関する施策や事業の企画調整等を行う者で、地域包括支援センターなどに配置されている。
認定調査	要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。
は行	説明
BCP(業務継続計画)	感染症や自然災害発生時にも介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設や事業所などにおける方針を定めた計画。
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のこと。
フレイル	健康な状態と要介護状態の間の段階で、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態のことをいう。フレイルの段階を経て要介護状態になると考えられている。
や行	説明
ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(保護者や祖父母への介護など)や世話(年下の兄弟の世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども。
予防給付	介護保険制度で要支援の認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
ら行	説明
理学療法士	身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

第2節 設置要綱

○紀美野町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成18年1月1日

告示第31号

(設置)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、紀美野町介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、紀美野町老人福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）を策定するため、紀美野町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じ町長に提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 老人福祉計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉・介護関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(略)

第3節 委員名簿

きみの長寿プラン 2024 策定委員会名簿

(委員順不同・敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	西本 武司	内科医師（にしもと内科クリニック）
副委員長	河野 孝	歯科医師（河野歯科医院）
委員	柳岡 公彦	内科医師（国保野上厚生総合病院院長）
	上野 半兵衛	精神科医師（国保野上厚生総合病院）
	井上 章	町民生委員・児童委員協議会会長
	若林 豊	町区長会会長
	宮下 和久	町老人クラブ連合会会長
	横山 伸次	町身体障害者会会長
	坂本 雅律	町障害児者父母の会会長
	杉浦 巧次	特別養護老人ホームやすらぎ園園長
	山本 秀樹	介護支援専門員（社会福祉法人清和福祉会）
	田渕 晴民	町社会福祉協議会会長
	美野 勝男	町議会議長
	湯上 ひとみ	学識経験者
	志賀谷 一仁	一般公募
	細峪 康則	副町長
東浦 功三	住民課長	

第4節 計画策定の経過

年月日		会議・各種調査等	概要
令和4年 (2022年)	11月18日～ 12月19日	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	・アンケート調査の実施
令和5年 (2023年)	1月15日～ 2月28日	在宅介護実態調査	・アンケート調査の実施
	8月17日	第1回介護保険事業 計画等策定委員会	・紀美野町日常生活圏域ニーズ調査報告書について ・紀美野町在宅介護実態調査報告書について ・きみの長寿プラン 2021（第8期紀美野町老人福祉 計画・介護保険事業計画）の進捗評価について ・きみの長寿プラン 2024（第9期紀美野町老人福祉 計画・介護保険事業計画）骨子案
	10月12日	第2回介護保険事業 計画等策定委員会	・前回委員会での質疑回答について ・きみの長寿プラン 2024 計画素案について ・地域支援事業の進捗状況について ・高齢者福祉事業の実績について
	12月14日	第3回介護保険事業 計画等策定委員会	・きみの長寿プラン 2024 計画素案について
令和6年 (2024年)	1月5日～ 1月18日	パブリックコメント	・2024 計画素案への意見募集の実施
	2月8日	第4回介護保険事業 計画等策定委員会	・第9期計画案について ・その他

きみの長寿プラン2024
紀美野町老人福祉計画・介護保険事業計画
(第9期計画)
令和6年(2024年)3月

発行 紀美野町保健福祉課

〒640-1121

和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地4

TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
